

工事監理状況報告書(木造軸組工法)

令和4年4月1日作成高崎市

完了検査

(あて先) 建築主事

令和 年 月 日

確認済証番号	令和	年	月	日	第	号	確認機関名
" (変更)	令和	年	月	日	第	号	確認機関名
工事場所	建築主 氏名						

上記、建築物の工事監理状況について、建築基準法12条5項の規定により次のとおり報告します。

報告者	☐ 工事監理者	会社住所	
	☐ 工事施工者	会社名	
		報告者名	

確認事項	確認を行う照合内容	照合方法※1	照合結果※2	備考
		A:目視		
		B:計測		
		C:その他		
1 確認表示板(法89)	1 建築確認表示板の設置	A	適:不適	
2 敷地の衛生及び安全(法19)	1 がけ・擁壁の安全性、敷地の衛生及び安全	A:B:C	適:不適	
3 敷地と道路の関係 (法40 42 43)	1 道路の幅員	A:B:C	適:不適	
	2 道路に接する敷地の長さ	A:B:C	適:不適	
	3 敷地内通路、専用通路の幅及び長さ	A:B:C	適:不適	
	4 2項道路の後退	A:B:C	適:不適	
4 敷地形状、容積率、建ぺい率 (法52~54)	1 敷地形状及び高低差	A:B:C	適:不適	
	2 基礎形状・建物形状	A:B:C	適:不適	
	3 建物配置(道路、隣地からの離れ)	A:B:C	適:不適	
5 斜線制限 (法56)	1 建築確認図書の立面図との照合	A:B:C	適:不適	
	2 道路、隣地、北側敷地境界線からの後退距離の確認	A:B:C	適:不適	
6 設備 (令129の2の4~7等)	1 浄化槽の仕様・処理能力	A:B:C	適:不適	
	2 配管・配線の種類・形状・寸法・設置状況等	A:B:C	適:不適	
	3 給排水設備の種類・形状・寸法・設置状況等	A:B:C	適:不適	
	4 ガス設備の形状・寸法・規格・性能等	A:B:C	適:不適	
7 外装仕上げ(法22、23、24、62、63)	1 屋根・外壁・軒裏材の仕上げ	A:B:C	適:不適	
8 外壁開口部の防火戸等(法2、64)	1 網入りガラス、シャッター、FD等	A:B:C	適:不適	
9 特殊建築物等の内装(法35の2)	1 壁・天井の仕上げ	A:B:C	適:不適	
10 居室の採光・換気(法28)	1 間取り	A:B:C	適:不適	
	2 外壁の開口部の大きさ、機械換気設備の仕様	A:B:C	適:不適	
11 階段及び踊場(令23~26)	1 幅・蹴上げ・踏面の寸法、手摺	A:B:C	適:不適	
12 特殊建築物等の避難(法35)	1 避難施設(下記項目を除く)	A:B:C	適:不適	
	2 排煙設備(令126の2、126の3)	A:B:C	適:不適	
	3 非常用の照明装置(令126の4、126の5)	A:B:C	適:不適	
	4 非常用進入口(令126の6、126の7)	A:B:C	適:不適	
	5 敷地内通路(令128)	A:B:C	適:不適	
13 防火区画等	1 界壁(令22の3 令114)	A:B:C	適:不適	
	2 防火区画(令112)	A:B:C	適:不適	
	3 避雷設備(法33) 20mを超える建築物	A:B:C	適:不適	
14 シックハウス対策 (法28の2、令20の5)	1 クロレヒン素の使用禁止	A:B:C	適:不適	
	2 内装下地材の種別	A:B:C	適:不適	
	3 接着剤の種別	A:B:C	適:不適	

[illegible]

検査に必要な図書	確認関係図書	■ 確認図書 ■ 告示第1347号による基礎構造図 ■ 令46条4項による壁量計算書
		■ 告示1460号による継手・仕口の金物仕様等 □ 告示1352号による 1/4バランス計算書
	使用材料の品質を示す書類	□ コンクリート圧縮強度試験結果 □ コンクリートの品質（スランプ、空気量、塩化物）
		□ 鉄筋・鉄骨ミルシート □ 使用材料品質証明書
	工事監理報告書	■ 基礎配筋検査記録・写真
		□ 建て方完了時の検査記録
※5	その他	□ 施工要領書（工事監理者が承認したもの） □ 工事写真

※1 照合方法は、A：B：Cに○印を記入して下さい。（該当しない項目は記入しないで下さい）

※2 照合結果は、「適」・「不適」のいずれかに○印を記入してください。工事施工者が注意に従わなかった場合は「不適」に○印を記入し、建築主に対し報告した内容を備考に記入して下さい。

※3 確認事項の項目にないものは、「その他」の欄に記入して下さい。

※4 照合方法が「C:その他」の場合は、その項目番号とその他照合の動作や試験結果成績書等による具体的方法を記入して下さい。

※5 検査に必要な図書について、「■」の書類は必ず用意し、「□」は監理状況が確認できれば、それに代わる書類等でも可とします。また、中間検査時にすべて検査が終了している書類については用意しなくてもかまいません。